

平成22年3月16日

## 「志の高い企業」による地方の価値創造に向けた仕組みづくりの提案

小布施町長 市村 良三

I. 「新しい公共」の一つとして「志の高い企業」による地方の価値創造に向けた取り組みが考えられる。

その仕組みづくりとは。

### 1. 税制

#### (1) 現状の税制

一般企業のうち「志の高い企業」が、地方における文化・福祉・教育に対して支援する場合、現状では「広告宣伝費」もしくは税金負担が発生する「寄附金」により資金支出がなされている。

また類型として、原材料の購入、人材の受け入れ、技術提供などの営業上の経費支出という形で支援している場合も存在する。

#### (2) 税制の特徴

税法は「公平性」が求められることから、「寄附金」の損金性を無制限に認めてしまうと、課税の公平性の確保が出来なくなると共に、一部制度を悪用した不正蓄財や、マネーロンダリングがはびこる可能性がある。そのため、企業が行う寄附金に対しては損金算入限度額の制度が取り入れられている。

### 2. 価値創造事業認定制度の創設

#### (1) 認定の内容

- ① 地方（自治体の）価値創造に真剣に取り組んでいる市町村を「価値創造自治体（仮称）」として認定する。
- ② 企業活動の一環として、地方価値創造に真剣に取り組んでいる企業を「価値創造支援事業者（仮称）」として認定する。

※名称は全て仮称である。

→認定制度の名称も含め、さらにインパクトのある名称を検討すべきである。

## (2) 提言の意味

価値創造自治体や、「志の高い企業」＝価値創造支援事業者の活動を認定することにより、『社会から、その取り組みそのものを称賛される』ことにまず意味があり、また“公平性”“透明性”を確保した税制面からも支援する政策を導入することや、各種施策の導入により、価値創造支援事業者のより活発な地方の価値創造に向けた活動が促進されることが想定される。

## 3. 支援施策

### (1) 要件

価値創造自治体において、価値創造支援事業者が、新たにもしくは現行の事業を拡大して、地方の価値創造に取り組む事業を行うものとして、認定団体が“認定”した場合の事業であること。

### (2) 具体的施策の内容【例示】

#### ①事業助成金の支給

(助成金は、事業費を助成する性格のものであるため、税法の処理としては、雑収入として益金算入となる。当然、見合いの経費が発生する。)

#### ②税法上の支援

事業用資産に係る耐用年数を、当該事業にかかる借入金返済年数(もしくは、法定耐用年数が10年を超える場合には、一律10年)とする。

→借入金の返済原資を、減価償却費から調達できる。

＝税金負担なく、借入金の返済が可能となる。

#### ③保証もしくは貸付制度

認定事業にかかる設備投資費用を上限に、国が保証もしくは国庫からの貸付を実行する。

#### ④借入金の利子補給

価値創造自治体は、条例に基づく利子補給を行う。

(自治体にとっても、経済的利益が発生するため)

## 4. 将来像

当初は「認定事業」に対して、民間の金融機関からの融資は非常に厳しい態度であることが想定されるが、この制度が根付くにつれ、金融機関としても認定事情の発展に協力している姿勢が評価され、将来的には積極的に融資に応じるようになるのではないか。

また一般の法人も、日常の取引の中で価値創造支援事業者を支援する、もしくは価値創造事業者と取引しているという事実が、事業上有利に働くような状況を作り出せる可能性がある。

当該制度の定着に当たっては、認定機関並びに価値創造自治体及び価値創造支援事業者の選定に対し、きちんとした条件設定と厳格な運用が望まれ、さらに数年に一回の再審査を義務付ける緊張感を取り入れることが重要であると思料される。

## II. 価値創造の取り組みを認定することにより国際的な認定規格にもなりうるのでは。

### 1. 世界の認定規格

#### (1) セーフコミュニティ

日常における「安全」の推進に着目した取り組み。世界保健機関（WHO）とスウェーデンの大学が協働した「地域の安全向上のための協働センター」による審査の後、「セーフコミュニティ」として認証される。日本では京都府亀岡市などが認定されている。

#### (2) モンドセレクション

ベルギーの品評機関「モンドセレクション」による食品等の技術水準の審査と認証。品質に応じた賞を授与し、それらは高品質を象徴する賞とされている。

#### (3) ISO 規格

スイスの非政府組織「国際標準化機構（ISO）」による規格。環境マネジメント（ISO14000）、品質マネジメント（ISO9000）、など多岐にわたり認証を行っている。

#### (4) スローフード など

### 2. 日本の現状

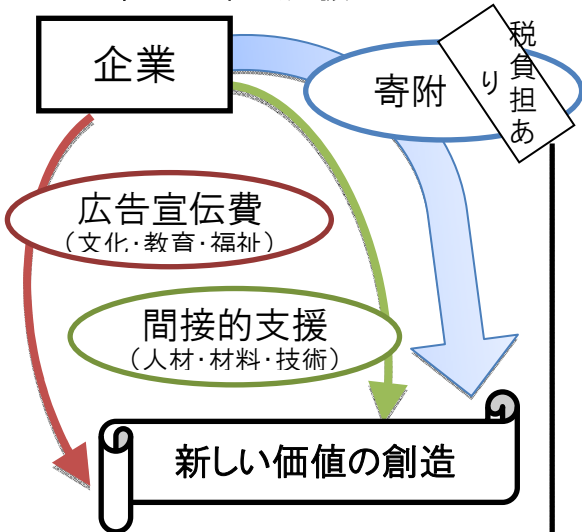
世界の基準となるような認定規格に乏しい。日本工業規格（JIS）から国際標準化機構（ISO）規格へ広がった事例は抗菌試験方法程度。

日本発の規格を制度化し、国内外に発信することで世界に広めることができれば、日本が伝統芸能の家元のように価値認定の源泉となりうる。日本発の、価値を認定する世界規格を考えることも、「新しい公共」の価値になるのではないのでしょうか。

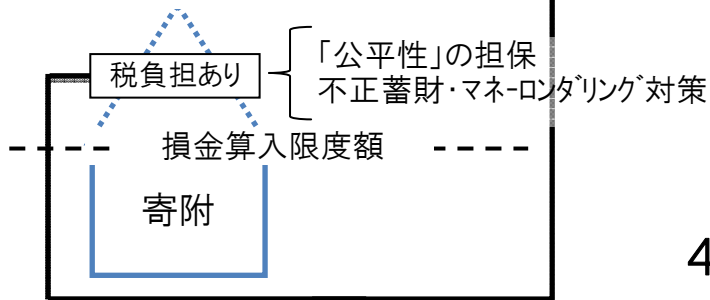
以上

# 1 現状

＜企業による社会支援の形＞



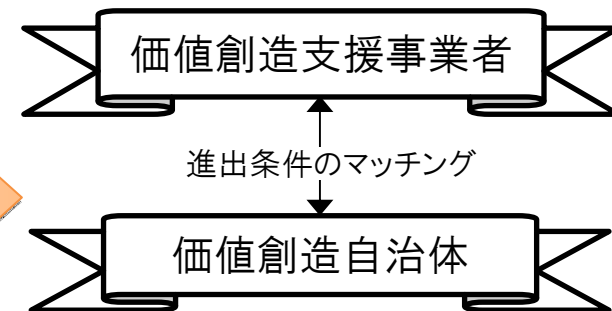
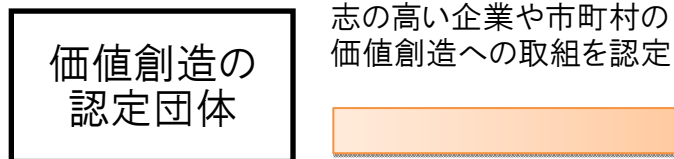
＜税制の特徴＞



志の高い企業が価値創造に  
十分な力を発揮できない

★税制の「公平性」と「透明性」を確保しつつ、支援施策を行うことが必要

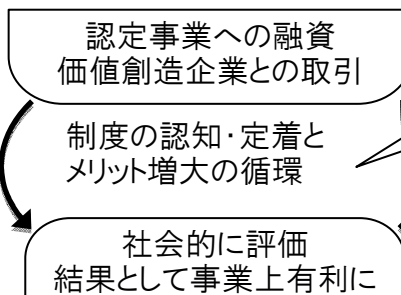
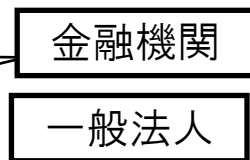
## 2 価値創造事業認定制度の創設



## 3 具体的な支援施策(例)

- ※価値創造自治体において価値創造支援業者が地方の価値創造に取り組む事業であることを、認定団体が”認定”することが前提条件
- ①事業助成金の支給
  - ②税法上の支援：事業用資産の耐用年数を当該事業の借入金返済年数とする  
→借入金の返済原資を減価償却費から調達可能＝税負担なく借入金返済が可能
  - ③保証もしくは貸付制度  
認定事業にかかる設備投資費用を上限に、国が保証もしくは国庫からの貸付を実施
  - ④借入金の利子補給：価値創造自治体が条例に基づく利子補給を行う

## 4 将来像



認定への緊張感の維持が重要：  
事業者・自治体への厳格な条件設定と認定  
数年ごとの再認定審査etc...

世界に認められる価値創造の  
活動促進サイクルを確立